

○事務局長 定刻前ですけれども、始めさせていただきます。ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。議事に入るまで本総会を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それではまず、農地利用最適化推進委員さんへの委嘱状の交付を行いたいと思っております。会長より交付をお願いいたします。

(委嘱状の交付)

○事務局長 ありがとうございます。続きまして、農地利用最適化推進委員さんの議席の決定を行いたいと思っております。この議席の決定につきましては、多良木町農業委員会会議規則第7条の規定によって、くじで定めとなっておりますので、ただいまから、議席番号11番から20番までの抽選を行いたいと思っております。くじを引く順番でございますけれども、このことについては特に規定はございませんが、どういたしましょうか。事務局一任ということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、委嘱状交付の順にくじを引いていただきたいと思います。今からくじを持ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

(くじによる議席番号抽選)

ただいま抽選が終わりましたので、推進委員さんは自分の議席のところに移動をお願いしたいと思います。また、卓上に名札を載せておりますので、名札をもって議席番号のところへ移動をお願いいたします。ありがとうございます。今回の総会が農業委員さんと最適化推進委員さんが揃われての初会ということでございますので、ここで簡単ですけれども、委員さん方と職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

(1番委員から20番委員の紹介・職員の紹介)

開会の前ですけれども、本日の日程等について簡単に説明をさせていただきます。本日の日程は、審議をしていただく議案が5件、報告案件が1件ということになっております。その

あと、その他の連絡事項等を行いまして総会が終了ということになります。それでは、ただいまから令和4年度第2回多良木町農業委員会総会を開会いたします。会長挨拶に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。続きまして、副町長出席でございますので、挨拶をお願いいたします。

○副町長 （副町長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。ここで副町長は公務がございますので、退席をさせていただきます。お世話になりました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっております。これから先は会長のほうで進行をよろしくをお願いいたします。

○議長 それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。まず、議事に入ります前に、皆さん方には総会や会議等いろいろな活動をしていただきますが、その内容につきましては、非常に重要な情報等が多くございまして、個人情報等の非常に重要な取扱いがございまして、したがって皆さん方には、守秘義務がございまして、守秘義務の遵守をよろしくをお願いいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、4番委員、5番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続きまして日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、総会の議事日程表というのをお配りしておりますけれども、1ページをご覧いただきたいと思います。令和4年度第2回多良木町農業委員会総会議事日程表、A4の横向きの紙となっております。まず、1ページになります。日程第2、議案第1号、農地法第

3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可・不許可についての意見を決定するものとするものでございます。

(4件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ここで事前調査の報告をお願いいたします。

○2番職務代理者 議案第1号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回4件の申請がありましたが、昨日11日に2番私、3番委員、4番委員で調査をいたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された場所になりますが、2筆とも農振農用地区域内農地となります。対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして、番号2です。番号2の申請につきましては、先ほど説明された場所になりますが、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

○3番委員 番号3の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、2筆とも農振農用地区域外農地となっておりまして、対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして、番号4の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断に

つきまして、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、3番委員は退席をお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、8ページ目をお開きください。日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和4年第4回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、4月5日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、今退席されました方の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、異議なしということで原案どおり決定をいたします。退席された委員に入室をお願いいたします。続きまして残りの案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、今見ていただきました。別冊の1ページ目をお開きください。こちら令和4

年第4回農用地利用集積計画の総括表でございます。この総括表でまとめてご報告をさせていただきます。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆さん方何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 9ページ目でございます。日程第4、議案第3号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてでございます。

(1件の案件について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、続けて、事前調査の報告をお願いいたします。4番委員。

○4番委員 4番です。事前調査の報告をいたします。昨日4月11日、2番委員、3番委員、4番私、それから事務局より、事務局長と係長の5名で調査を行いました。先ほど説明がありました番号1番については、地目は畑ですが竹が生い茂っており、山林のような状況になっております。農業用機械を入れるのも困難で、人力で耕起・整地が困難であると思われまます。よって農地法の運用についての第4の4「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な場所である」に該当すると思われまますの

で、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何か皆さん方ご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第5及び日程第6については、関連がございますので、一括提案をさせていただきます。日程第5、議案第4号、第2多良木地区土地改良事業推進協議会委員の推薦について。日程第6、議案第5号、鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦についてを議題といたします。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それではご説明を申し上げます。総会議事日程表の11ページをお開きください。日程第5、議案第4号、第2多良木地区土地改良事業推進協議会委員の推薦についてということで、多良木町長より、これは農林整備課になりますけれども、そちらから、第2多良木地区土地改良事業推進協議会委員の推薦依頼が、農業委員会のほうにあっております。農業委員さんの中から6名を推薦するというものでございます。これまでも、農業委員会委員の中から、関係する地区の委員さん6名を推薦しておりました。今回、農業委員会委員の改選ということで、新たに6名の推薦をということで、町長より推薦依頼がまいっております。それから12ページですけれども、日程第6、議案第5号、鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦についてということで、これは、黒肥地の王宮神社付近の鮎之瀬地区っていうのがありますけれども、そちらで用排水路の工事をやるというようなことで、多良木町長より、農林整備課から鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦依頼がっております。2名の方を推薦するものとするものでございます。こちら、農業委員会委員の中から関係する地区の委員さん2名を推薦しておりました。今回、農業委員会委員の改選という

ことで、新たに2名の推薦をということで、町長より推薦依頼が上がってまいっております。

以上です。

○議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、各委員の推薦につきましては、その事業内容や地域性を考慮いたしまして、推薦したほうがいいと思われまますので、事務局に一任ということでよろしいでしょうか。続きまして日程第7、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、議事日程表の13ページになります。日程第7、報告第1号、農地法第18条第6項規定による小作地の合意解約の報告についてということで、令和4年2月26日から令和4年3月25日までの分となっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようですので、日程第7、報告第1号はこれで終わります。続きまして日程第8、次回総会に伴う事前調査委員の指名についてを議題といたします。次回総会に伴う事前調査の調査委員を指名いたします。調査委員に、5番委員、11番委員、12番委員を指名いたしますが、御三方よろしいでしょうか。事前調査が5月の12日です。木曜日の午前9時から行いたいと思います。総会を5月13日金曜日、午前9時からといたしますが、よろしいでしょうか。はい、それでは事前調査委員の方よろしくをお願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記